

緊急通報システム整備事業

在宅の単身高齢者等に緊急通報装置による緊急時の連絡体制を整備し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る緊急通報システムを確立することで、在宅生活の継続及び生活の質の向上を図ります。

なお、低所得で固定電話を設置していない世帯には町所有の電話回線を貸与します。

ただし、第1号被保険者介護保険料段階が1、2段階の者に限り、すでに固定電話を保有している者は除きます。

【対象者】

おおむね65歳以上の高齢者で見守りが必要と認められる次の要件に該当する者

単身世帯の者

同居者はいるが同居者が障害者、要介護者で緊急時対応が見込めない者

同居家族が仕事等で家を空け、ほぼ毎日一人で緊急時対応が見込めない者

【対象者ごとの種類区分】

タイプ 型・・・近隣に見守ってくれる家族、親族がいない上記、の者

タイプ 型・・・近隣に見守ってくれる家族、親族がいる上記、の者

タイプ 型・・・上記の者

(1) タイプ 型 (緊急・相談対応タイプ)

【内容】

緊急通報装置、火災警報器を同時に設置し、町が委託した専門業者が緊急時対応や相談対応をいたします。

原則として、2名の協力員が必要になります。

【利用料】

第1号被保険者介護保険料段階 第1段階～第3段階の者・・・無料

第1号被保険者介護保険料段階 第4段階、第5段階の者・・・月額委託単価の15%

第1号被保険者介護保険料段階 第6段階の者・・・月額委託単価の30%

(2) タイプ 型 (緊急対応タイプ)

【内容】

緊急通報装置、火災警報器を同時設置し、通報先として登録した家族、親族に直接通報が入り、緊急時の対応を家族、親族ができる体制をつくります。

【利用料】

第1号被保険者介護保険料段階 第1段階～第3段階の者・・・無料

第1号被保険者介護保険料段階 第4段階以上の者・・・月額399円

(3) タイプ 型 (緊急対応タイプ)

【内容】

緊急通報装置を対象者、同居家族が購入又はレンタルし、取付工事に係る費用を町が負担します。火災警報器は全額自費で設置することができます。

【利用料】

取付工事に係る費用を除く全ての費用